

セーフティネット対応資金

(ア) 融資条件等

令和8年4月1日現在

融 資 対 象 者	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号、第6号(大型倒産、突発的災害等)までのいずれかに該当する特定中小企業者 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号(不況業種、金融機関合理化等)のいずれかに該当する特定中小企業者 ※ 国のセーフティネット保証制度に対応しています。
使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	5,000万円
利 率	1年以内：年1.75%、1年超3年以内：年1.95%、3年超5年以内：年2.05% 5年超7年以内：年2.25%、7年超10年以内：年2.35%
保 証 料 率	融資対象者の欄 (1) 年0.65% (2) 年0.62% ※ 鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又はかごしま「働き方改革」推進企業は0.1%引き下げます。適用を受けるには、登録証の写し、宣言の写し又は認定証の写しが必要です。
融 資 期 間	運転資金 7年以内(うち据置24月以内) 設備資金 10年以内(うち据置36月以内)
償 還 方 法	毎月均等分割
申 込 先	各商工会議所、各商工会(組合は、鹿児島県中小企業団体中央会)又は金融機関
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫 (県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)
融 資 申 込 に 必 要 な 書 類	◇中小企業制度資金融資申込書(県要綱第1号様式) ◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇特定中小企業者認定書 ◇鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し ◇パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し ◇かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し ◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類

- 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。
- 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

(イ) 融資の流れ

